

議 事 録

令和８年７月３１日（金）午後２時から福井市役所本館８階第８ＡＢ会議室において、
７月定例会が開催された。

○議事

１ 審議事項

議案番号	議案名	議決結果
第１８号議案	農地法第３条第１項の許可の申請について	原案どおり可決
第１９号議案	農地法第５条第１項の許可の申請について	//
第２０号議案	現況証明について	//
第２１号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	//
第２２号議案	農地・非農地判断について	//

２ 報告事項

報告番号	報告名
第２９号報告	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見の確認について
第３０号報告	農地法第１８条第６項の規定による解約の通知の確認について
第３１号報告	農地法第３条第１項の規定による許可の取消しの確認について
第３２号報告	農地法第３条の３の規定による届出の確認について
第３３号報告	農地法第４条第１項第７号の規定による届出の確認について
第３４号報告	農地法第５条第１項第６号の規定による届出の取消しの確認について
第３５号報告	農地法第５条第１項第６号の規定による届出の確認について
第３６号報告	現況証明の確認について
第３７号報告	非農地通知の発出について
第３８号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る３年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

３ その他

○出席委員 35名

1 番	西村	一夫	
2 番	小寺	清憲	
3 番	桑野	善之	
4 番	清水	江梨華	
5 番	寺井	重治	
6 番	松田	三代	
7 番	前川	雅彦	
8 番	小寺	辰夫	(会長)
9 番	齊藤	和栄	(参与)
10 番	林	やよい	
11 番	尾野	良春	
12 番	藤田	佳光	
13 番	内田	一朗	
14 番	小川	喜久子	
15 番	岩佐	實代	(参与)
16 番	荒川	幸洋	(会長職務代理者)
17 番	東藤	美智子	
18 番	山田	芳也	
19 番	伊川	憲邦	
20 番	池田	敏雄	
21 番	中垣	善昭	
22 番	賀田	清和	
23 番	脇	敏彦	
24 番	南山	さよ子	
25 番	石森	忠一	
26 番	榊原	康夫	
27 番	杉本	英夫	
28 番	西尾	宗雄	
29 番	堀内	浩徳	
30 番	野路	直美	
31 番	齊藤	秀樹	
32 番	田中	忠夫	
33 番	山田	正則	(参与)
34 番	廣部	厚	
35 番	田村	洋子	

○欠席委員 0名

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局	長	廣	部	圭	一
局	次長	酒	井	宏	幸
副	課長	山	田	泰	之
主	幹	土	田	智	大
副	主幹	岸		美	帆
副	主幹	尾	竹	亮	一
副	主幹	辻		貴	之
主	査	宮	崎	紗	代

開 会 午後2時

議 長
(7番
小寺 辰夫
会長)

それでは、ただ今から7月の定例会を開催します。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたい
と思います。
議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2項の規定により、私の方
から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号 29番 堀内委員、30番 野路委員 ご両名よろしくお願いします。
それでは、議事に入ります。
第18号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題とします。事
務局の説明を求めます。

事務局職員

(説 明)

議 長

それでは、第18号議案について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第18号議案について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第19号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題
といたします。事務局の説明を求めます。

事務局職員

(説 明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員
でありました前川委員から報告をお願いします。

7番
前川委員

第19号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は、7月17日金曜日、調査委員は私と北川前会長職務代理者、地区担当
委員1名と事務局3名の計6名で行いました。

調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。

以上でございます。

議 長

それでは、第19号議案について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

34番
廣部委員

第19号議案の土地は、第18号議案9番の土地の隣のような関係があるのか。

事務局職員

第18号議案9番の譲受人と、第19号議案1番の譲受人は親子関係であり、一つの土地を分筆し、第18号議案9番の土地では父が畑をし、第19号議案の土地では息子が住宅を建築する計画です。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了します。

それではお諮りします。

第19号議案について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第19号議案については、開発行為許可を条件に許可すること、また、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされることとします。

これについて事務局、説明していただけますか。

事務局職員

福井県農業会議は、県の農業委員会ネットワーク機構の指定を受けており、転用の案件については、福井県農業会議に意見聴取を行ったうえで、許可相当とする意見答申がなされ、許可が下りる流れとなっています。

意見聴取が必要な案件の基準としては、30aを超える農地転用、農振農用地、甲種農地、そして今回の第1種農地が対象となります。さらに市街化調整区域で、原則として1,000㎡以上などの場合には、現地調査も必要となります。

議 長

続きまして、第20号議案「現況証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局職員

(説 明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員

でありました前川委員から報告をお願いします。

7 番
前川委員

第20号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は7月17日、私と北川前会長職務代理者、地区担当委員8名、事務局3名の合計13名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、全ての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。以上でございます。

議 長

第20号議案について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第20号議案について、原案のとおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第21号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局職員

(説 明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました前川委員から報告をお願いします。

7 番
前川委員

第21号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は7月17日、私と北川前会長職務代理者、地区担当委員3名、事務局3名の合計8名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今事務局から説明のありましたとおりです。

また、現況及び周辺農地への影響から判断し、当該案件について、照会に対して、原状回復命令を行わないと回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

議 長

それでは、第21号議案の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了します。

それではお諮りします。

第21号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第22号議案「農地・非農地判断について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局職員

(説 明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました前川委員から報告をお願いします。

7 番

前川委員

第22号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。

調査日は7月17日、北川前会長職務代理者と当番委員である私、地区担当委員1名、事務局2名の合計5名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、対象地の現況は、いずれも杉などの樹木が繁茂（はんもう）して山林化しており、今後農地として再生利用することは著しく困難であると見受けられましたので、現況を「非農地」として問題ないものと思われまます。以上でございます。

議 長

それでは、第22号議案について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了します。

それではお諮りします。

第22号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、会長専決及び事務局長専決により処理した案件です。

それでは、第２９号報告から第３８号報告を、一括して議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局職員

(第２９号報告から第３８号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

１ 番
西村委員

農地中間管理事業に関して、農政企画課と農業委員会でどのように業務分担しているかお伺いしたい。

事務局職員

農政企画課は、福井県農地中間管理機構である「ふくい農林水産支援センター」の委託を受けて市町村の窓口となり、土地所有者、耕作者の契約手続きや相談業務などを行っている。農業委員会は、農地中間管理機構から契約内容について意見の聴取依頼があり、意見を付して回答することとなっている。

議 長

他にありませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了します。
続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局職員

(来月の日程について 説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、会長職務代理者よりお願いします。

１ ６ 番
荒川
会長職務代
理者

本日の定例会は、第１８号議案から第２２号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。
また、第２９号報告から第３８号報告まで全て確認をさせていただきました。
以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、７月の定例会を閉会します。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後３時２０分